

センサイト協議会 海洋産業部会 会則

制定 2022年7月1日

(名称)

第1条 本部会は、センサイト協議会 海洋産業部会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、脱カーボン社会の実現や経済安全保障の観点から成長が期待されている海底資源採掘、洋上風力発電、海底への炭酸ガス封止などの海洋産業の振興のため、新しい事業の創出を提言し、その事業を支える海洋ロボット及び海洋センサなどの基幹技術の開発の支援や関連団体との共同プロジェクトの推進を通じて海洋産業を育成し、我が国の経済の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海洋産業創設支援を通して海洋ロボット・海洋センサの課題調査と事業促進支援
- (2) 関連団体と連携し海洋産業活性化を支援、新市場創設の取り組み
- (3) 関連団体と連携し共同プロジェクトの企画提案と運営
- (4) 海洋関連産学マッチングなどによる新事業創出の支援
- (5) 参加企業による事業創出機会の提供
- (6) 積極的な海洋関連事業情報の広報活動による海洋産業振興及び人材育成

(会員)

第4条 本会の目的及び事業に賛同する企業、団体および個人を会員とする。

2 会員は、以下のとおりとする。

- (1) 法人会員 本会の事業の推進に協力する企業および団体
- (2) 個人会員 本会がその目的を達成するために協力を求める有識者

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を事務局宛てに提出するものとし、代表による入会審査、承認をもって会員になることができる。

2 代表は、第2条（目的）及び第3条（事業）に照らして、入会申込者が本会の会員としての適格性を有しているか否かを総合的に判断し、入会の承認又は否認を決定するものとする。

3 代表は、入会審査を運営委員会に諮問することができる。

4 運営委員会は、代表から前項に係る諮問があったときは、必要な調査や審議を行い、これらの結果を代表へ答申しなければならない。この場合において、運営委員会は入会申込者に対し、審議等の結果について開示義務を負わないものとする。

(会費)

第6条 本会の会員は年会費及び必要に応じて臨時会費を納入しなければならない。

- 2 年会費及び臨時会費の金額は、総会の決定による。
- 3 本会は、既納の年会費、臨時会費及びその他の拠出金品は返還しない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届を事務局へ提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 会員は、退会時に会費の未納又は不足がある場合、これを完納しなければならない。

(部会役員)

第8条 本会に、役員として代表1名、副代表1名、監事数名（以下、総称して「部会役員」という。）を置く。

- 2 代表、副代表及び監事は部会総会において選任による。
- 3 部会役員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。
- 4 代表は本会を主宰かつ代表する。
- 5 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、代表があらかじめ指名する副代表が代表の任務を代行する。
- 6 幹事は、本会の活動及び会計について事業年度ごとに監査を行い、その結果を部会総会に報告し承認を得る。
- 7 部会役員が次の各号のいずれに該当する場合、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員)

第9条 本会の会議（部会総会、運営委員会、専門委員会及びワーキンググループ等）は、会議ごとにあらかじめ登録された委員、又はアドバイザー（以下、「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 委員等の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 委員 会員の代表として登録された者及び本会が委嘱した有識者等
 - (2) アドバイザー 当該会議が特に認めた前項に規定する委員以外の者（関係府省庁の役職員、学識経験者及び協力者等）

(議決)

第10条 議決権は会員を代表する1人の委員が有し、出席委員の過半数の同意により決することを原則とする。

- 2 会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権

を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使する委員は、当該会議に出席したものとみなす。

(部会総会)

第11条 本会に部会総会を置く。

2 部会総会は、委員及びアドバイザーをもって構成し、座長がこれを召集する。

3 部会総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 部会総会は、本会の事業計画、収支予算、会費に関する事項、運営委員会を構成する正会員の選出その他の本会の運営に係る重要事項を審議し決定する。

(運営委員会)

第12条 本会の執行機関として運営委員会を置く。

2 運営委員会は、部会総会が選出する会員の委員をもって構成し、運営委員長がこれを召集する。

3 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 運営委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 前条第4項に掲げる部会総会審議事項（運営委員会を構成する会員の選出を除く）の立案に関する事

(2) 第13条に規定する専門委員会、ワーキンググループ等の設置、運営に関する議決

(3) 代表からの諮問に対する答申の議決

(4) 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた事項の裁定

(5) その他本会の運営に必要な事項に関する審議、議決

(専門委員会 ワーキンググループ等)

第13条 運営委員会は、必要に応じてその傘下に専門委員会、ワーキンググループ等を設置することができる。

2 専門委員会 ワーキンググループ等は、委員をもって構成する。ただし、運営委員会が必要と認めるときは、オブザーバの参加を求めることができる。

3 その他、専門委員会、ワーキンググループ等の運営に必要な事項は、運営委員会で審議し、決定する。

(反社会的勢力等の排除)

第14条 会員（委員等として登録された個人を含む。以下本条において同じ。）は、自らが次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」という。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを確約するものとする。

(1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者

(2) 資金や便宜を供与し、不正の利益を図る目的で利用するなど、前号に記載する者と人的・資本的・経済的に深い関係にある者

2 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

- (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為又は不当要求行為
- (3) 本会の事業又は事務局の業務を妨げる行為
- (4) 本会の名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

3 本会は、会員が前各項に違反したと運営委員会が判断したときは、会員に対して損害賠償義務を負うことなく、その会員に対し警告又は除名の処分を課し、同時に本会が提供する全てのサービスを停止することができる。

(委員資格の取消)

第15条 委員等が次の各号のいずれかに該当する場合、本会は、運営委員会の議決を経て、その委員等の資格を取り消すことができる。

- (1) 委員等の登録時に虚偽の情報が提供されていたことが判明した場合
- (2) 会費の納入を正当な理由なく遅滞若しくは拒否した場合
- (3) 本会則に違反した場合
- (4) 本会の事業又は事務局の業務を妨げる行為を行った場合
- (5) 他者を誹謗中傷し、公序良俗に反する行為をした場合
- (6) その他本会が不適切と判断した行為を行った場合

2 委員等が次の各号のいずれかに該当した場合、本会はその委員等の資格を取り消すものとする。

- (1) 委員等が所属する法人が、本会の会員でなくなった場合
- (2) 委員等が、所属する法人を退職又は解雇された場合

(情報の取扱い)

第16条 本会において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。

2 本会において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

第17条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（産業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。

2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等での定めによるものとする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、東京都新宿区新小川町5-5 オプトロニクス社内に置く。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年 月1日に始まり、翌年 月31日に終わる。

(補則)

第20条 本会則に定めのない事項や本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の議決等をもって解決する。

2 本会則は、部会総会の議決を経て、改定又は廃止することができる。

附則

1 本会則は、2022年7月1日より施行する。